

「世田谷区立小・中学校インターネット利用に関する管理基準」

平成11年9月1日施行

1 管理基準の目的

この基準は、「世田谷区個人情報保護条例」、「世田谷区電子計算機組織の運営に関する規則」及び「世田谷区立小・中学校におけるインターネット利用指針」に基づき、世田谷区立小・中学校におけるインターネットに接続する小型電算機等の管理・運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 インターネットの利用目的

児童・生徒及び教職員は、教育活動に資する目的のために、以下に掲げる利用をすることができる。

- (1) 教材及びそれに資する素材等の検索・収集
- (2) 個人及び学校並びに教育等の関連機関との交流
- (3) 地域の住民及び団体との情報交換
- (4) 教職員の資質・技能の向上に関する研修・研究

3 管理責任者の所掌事項

- (1) 情報の送受信状況の管理
- (2) 個人情報の漏えい、プライバシーの侵害、有害情報の送受信等の防止、及び知的所有権の保護等に関する適正な管理
- (3) (2)に関する児童・生徒及び教職員への適切な指導
- (4) 送信情報の内容に関する許可
- (5) 教育委員会の求めに対する小型電算機による個人情報の処理状況についての報告
- (6) 小型電算機の効率的な運用と操作者の健康管理
- (7) その他教育委員会が指示する事項

4 管理補助者の設置

- (1) 管理責任者は、小型電算機の適正な管理及び日常的な維持管理を行うために、小型電算機管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。
- (2) 管理補助者は、管理責任者を補佐する。

5 取扱責任者の設置

管理責任者は、教育活動において、3の(1)、(2)及び(3)に関する職務を行うために、小型電算機取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

6 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いは、別表に定めるとおりとする。
- (2) 個人情報の送信内容については、本人及び保護者の同意を得るものとする。

7 利用に係る禁止事項

- (1) インターネットを通して得られた情報における知的所有権の侵害
- (2) 公序良俗に反する内容及び非合法的な内容が含まれている情報の取得・作成・転送
- (3) 個人的な売買及びそれによって利益を得ることを目的とした利用
- (4) 個人及び団体を誹謗中傷する情報の取得・作成・転送
- (5) 人の気持ちを害する環境を作り出すものの取得・作成・転送
- (6) 電算機運営委員会及び情報公開・個人情報保護審議会で承認された目的以外の利用
- (7) 個人又は私的組織として利用するインターネットにおける児童・生徒の個人情報の送信、及び公的な名称の使用等公的な利用と誤解され得る利用
- (8) 個人又は私的団体の所有する小型電算機の学校等における回線結合

8 情報の修正・訂正

- (1) 児童・生徒及び教職員は、インターネットの利用において、誤った情報を発見した場合には、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 教職員は、児童・生徒に関する情報について、本人又は保護者等から内容の訂正又は削除の要請等を受けた場合には、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 児童・生徒及び教職員は、著作権の侵害等について当該著作権者又は閲覧者等から指摘を受けた場合には、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

9 利用の制限

管理責任者は、利用者が本基準を守らない場合には、利用させないことができる。

10 細目の設定

管理責任者は、本基準に定めるもののほか、インターネットの利用に関する必要な事項及び児童・生徒の発達に応じた利用方法等について、細目を定めなければならない。

11 教員研修の充実

管理責任者は、情報教育の充実及び個人情報の保護等を図るため、教育委員会事務局等と連携し、研修の充実に努めなければならない。

12 健康管理

管理責任者は、「世田谷区教育委員会（学校等）におけるVDT作業の当面の基準」を遵守し、児童・生徒及び教職員の健康管理に十分配慮しなければならない。